広　島　市　告　示　第　468　号
令　和　8　年　10　月　30　日

次に掲げる者から指定介護事業所の廃止等の届出がありました。

広島市長　松井　一實

事業者	事業所		サービスの種類	届出の根拠	廃止(辞退)年月日
名称	名称	所在地			
株式会社アンビス	医心館居宅介護支援事業所広島横川	広島県広島市西区三滝町１２番２２号	居宅介護支援	介護保険法第82条第2項	令和8年10月31日
合同会社安芸事務所	船越居宅介護支援事業所	広島県広島市安芸区船越南三丁目８番2-317号	居宅介護支援	介護保険法第82条第2項	令和8年10月31日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター井口	広島県広島市西区井口二丁目１９番４２－１０３号	訪問介護	介護保険法第75条第2項	令和8年10月31日
株式会社アンビス	医心館　訪問介護ステーション　広島横川	広島県広島市西区三滝町１２番２２号	訪問介護	介護保険法第75条第2項	令和8年10月31日
株式会社アンビス	医心館訪問看護ステーション広島横川	広島県広島市西区三滝町１２番２２号	訪問看護及び介護予防訪問看護	介護保険法第75条第2項及び介護保険法第115条の5第2項	令和8年10月31日
医療法人西村内科医院	富士見デイサービスセンター	広島県広島市中区富士見町２番２１号４階	地域密着型通所介護	介護保険法第78条の5第2項	令和8年10月31日
シューペルブリアン株式会社	小規模多機能型居宅介護施設輝きゆきの家	広島県広島市佐伯区湯来町白砂４２３番地２	小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護	介護保険法第78条の5第2項及び介護保険法第115条の15第2項	令和8年10月31日
株式会社ニチイ学館	ニチイケアセンター井口	広島県広島市西区井口二丁目１９番４２－１０３号	訪問介護サービス	介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号	令和8年10月31日
株式会社アンビス	医心館　訪問介護ステーション　広島横川	広島県広島市西区三滝町１２番２２号	訪問介護サービス	介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号	令和8年10月31日
医療法人西村内科医院	富士見デイサービスセンター	広島県広島市中区富士見町２番２１号４階	１日型デイサービス	介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第6号	令和8年10月31日